

船舶事故調査報告書

平成31年4月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	不明（平成30年7月10日 04時20分ごろ～11時50分ごろの間）
発生場所	不明（和歌山県白浜町番所鼻南方～西方沖の間）
事故の概要	プレジャーボートしまなみは、和歌山県田辺市文里港を出港後、転覆した。 しまなみは、船長及び同乗者が溺死し、船外機に濡損を生じた。
事故調査の経過	平成30年7月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート しまなみ、2.1トン 281-40552和歌山、個人所有 6.39m (Lr) × 2.43m × 1.24m、FRP ガソリン機関、84.6kW、平成17年12月
乗組員等に関する情報	船長 男性 65歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年2月19日 免許証交付日 平成28年4月11日 (平成34年2月18日まで有効) 同乗者 男性 77歳
死傷者等	死亡 2人（船長及び同乗者）
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東～南、風力 2～4、視界 良好 海象：うねり 波向南南東、波高約3～4m、水温 約27℃ 平成30年台風第8号は、本事故当時、南西諸島の南南西方海域を西北西進中であった。 和歌山県には、7月9日20時29分に波浪注意報が、10日10時09分に雷注意報がそれぞれ発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長及び同乗者が平成30年7月10日04時00分ごろ和歌山県田辺市内の住居を出発した後、船長が1人で乗り組み、同乗

	<p>者1人を乗せ、釣りをを行う目的で、住居から約20分掛かる文里港を出港した。</p> <p>本船は、11時50分ごろ、番所鼻西方1,600m付近において転覆しているところを付近を航行していた遊漁船の船長により発見された。</p> <p>船長及び同乗者は、118番通報を受けて来援した巡視艇等による捜索が行われたところ、同乗者が、12時41分ごろ、番所鼻西方1,700m付近の海上において、また、船長が、12日05時55分ごろ、和歌山県白浜町臨海浦海水浴場付近の海岸に打ち上げられているのをそれぞれ発見され、いずれも溺死と検案された。</p> <p>本船は、巡視艇により文里港にえい航された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>海図W74(田辺港)によれば、本船発見場所付近の水深は、約25~30mであったものの、同場所から約150~200m北方から東方にかけて、水深10m以下の磯などを含む浅水域が広がっている。</p> <p>気象庁のホームページによれば、次のとおりである。</p> <p>うねりは風浪よりも波長や周期が長いために水深の浅い海岸(防波堤、磯、浜辺など)付近では海底の影響を受けて波が高くなりやすい性質を持っています(浅水変形)。そのため、沖合から来たうねりが海岸付近で急激に高波になることがあります。</p> <p>同乗者は、発見時、携帯電話を身に着け、シャツ、ズボン及び固型式救命胴衣を着用し、立位の状態であった。</p> <p>船長は、ふだんから膨張式の救命胴衣を着用していたものの、発見時、身に着けていなかった。</p> <p>本船は、発見時、船首を南方に向け、船外機が停止した状態であり、船体に他船と衝突したと思われる痕跡が認められなかった。</p> <p>船長は、大阪府在住であるが、釣りをを行う際の拠点とする目的で田辺市内に住居を借りていた。</p> <p>船長は、7月8日06時00分ごろに大阪府内の自宅を出発した際、ふだんと変わった様子がなく、体調不良なども訴えていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>あり</p> <p>本船は、7月10日04時20分以降に文里港を出港した後、11時50分ごろ転覆しているところを発見されたことから、この間において、転覆したものと考えられる。</p> <p>本船は、波向南南東及び波高約3~4mのうねりが寄せている状況</p>

	<p>下、沖合からのうねりを受けて転覆した可能性があると考えられるが、転覆に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長及び同乗者の死因は、溺水であった。</p> <p>船長及び同乗者は、転覆時に落水して溺死したものと考えられるが、目撃者等がおらず、それらの状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、波向南南東及び波高約3～4mのうねりが寄せられている状況下、文里港を出港後、転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船の操船者は、船舶の堪航性を考慮し、波浪注意報が発表されている状況下では、出航を控えることが望ましい。 ・ 浅水域付近においては、うねりがある場合、急激に高波となることがあるので、小型船舶は接近しないこと。 ・ 小型船舶の乗船者は、救命胴衣を着用すること。

付図1 事故発生場所概略図

